

2 前項の規定により特定管轄裁判所に訴えが提起された場合であつて、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る情報公開訴訟が係属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は行政事件訴訟法第十二条に定める裁判所に移送することができ

第四章 補則

(行政文書の管理)

第三十七条 行政機関の長は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 行政機関の長は、政令で定めるところにより行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならぬ。

3 前項の政令においては、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第三十八条 行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 総務庁長官は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

第三十九条 総務庁長官は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができ。

2 総務庁長官は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)

第四十条 政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情

報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実を努めるものとする。

(地方公共団体の情報公開)

第四十一条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に關し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(特殊法人の情報公開)

第四十二条 政府は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人(総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)第四条第十一号の規定の適用を受けない法人を除く。以下「特殊法人」という。)について、その性格及び業務内容に応じ、特殊法人の保有する情報の開示及び提供が推進されるよう、情報の公開に関する法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。(政令への委任)

第四十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第四十四条 第二十三条第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十三条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分、第四十条から第四十二条まで及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 政府は、特殊法人の保有する情報の公開に關し、この法律の公布後二年を目途として、第四十二条の法制上の措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の施行後四年を目途として、この法律の施行の状況及び情報公開訴訟の管轄の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣 小 淵 恵三

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十一年五月十四日

内閣総理大臣 小 淵 恵三

法律第四十三号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

目次

- 第一章 会計検査院関係(第一条)
- 第二章 総理府関係(第二条・第三条)
- 第三章 法務省関係(第四条―第十条)
- 第四章 文部省関係(第十一条)
- 第五章 農林水産省関係(第十二条・第十三条)
- 第六章 通商産業省関係(第十四条・第二十条)
- 第七章 運輸省関係(第二十一条・第二十三条)
- 第八章 建設省関係(第二十四条)

第一章 会計検査院関係

(会計検査院法の一部改正)

第一条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 事務総局」を「第五節 事務総局 会計検査情報公開審査会」に改める。

第一章第四節の次に次の一節を加える。

第五節 会計検査情報公開審査会

第十九条の二 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第十八条の規定による院長の諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、会計検査院に、会計検査情報公開審査会を置く。会計検査情報公開審査会は、委員三人をもつて組織する。

委員は、非常勤とする。

第十九条の三 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、院長が任命する。

委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないと

きは、院長は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、院長は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は、再任されることができ。

委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

院長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

委員の給与は、別に法律で定める。

第十九条の四 前条第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十九条の五 前三条に定めるもののほか、会計検査情報公開審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、会計検査院規則で定める。

第二章 総理府関係

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第二条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十三号の五の二を次のように改める。

十三の五の二 情報公開審査会の常勤の委員

第一条第十七号の二の次に次の一号を加える。

十七の三 会計検査情報公開審査会の委員

第一条第十九号の七を次のように改める。

十九の七 情報公開審査会の非常勤の委員

別表第一中「行政改革委員会の常勤の委員」を「情報公開審査会の常勤の委員」に改める。